

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年5月10日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700438号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800004号

第1 結論

昭和57年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和58年3月まで

20歳になってしばらくしてからA市役所で国民年金の加入手続をし、手元に届いた納付書の国民年金保険料については、全て金融機関で納付した。年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になってしばらくしてからA市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和58年10月頃に払い出され、この頃に、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認され、請求期間は、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、A市は、請求期間当時、加入手続時に国民年金保険料の過年度について未納があった場合は、本人に説明した上で、社会保険事務所(当時)に行くことを促すか、社会保険事務所に連絡をして過年度納付書を発行してもらっており、本人から社会保険事務所に行くことが困難であると申し出があった場合等には、例外的な措置として手書きで過年度納付書を交付したこともあったと回答しているところ、請求者は、手元に届いた納付書分の保険料は全て納付したと主張しているほか、加入手続をした時点で未納期間があることについて同市の窓口で説明を受けたかもしれないと陳述していることから、請求者に請求期間に係る過年度納付書が交付されたと考えられる。

さらに、請求者は請求期間以外に国民年金保険料の未納期間がなく、請求期間後における複数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続についても適正に行っているほか、請求者は、請求期間当時、同居していた請求者の母と同様に、保険料は当然納付すべきものと認識していたと陳述しており、請求者の母も、昭和52年11月から国民年金に任意加入し、60歳までの全加入期間について保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったと考えられ、

請求者が*か月と短期間である請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700450号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800005号

第1 結論

昭和55年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和58年3月まで

服飾の専門学校を卒業して母の洋装店で働き始めたので、昭和55年4月にA町(現在は、B市)役場で、私が国民年金の加入手続をして、私が母の国民年金保険料と一緒に役場の窓口で納めていた。年金記録では、請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年4月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、請求者自身と母の国民年金保険料と一緒に役場の窓口で納めていたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿に「B市」と記載があり、また、住民票及び請求者に係る国民年金被保険者台帳及び当該記号番号前後の記録から、B市に転入した昭和58年5月頃に払い出されたものと推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられ、当該加入手続を行った時に、専門学校を卒業した翌月の昭和55年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得していることから、当該加入手続時点では、請求期間のうち昭和55年4月から昭和56年3月までの期間は、既に時効により保険料を納付できない期間となっている。

また、請求者の加入手続が行われた時点では、請求期間のうち昭和56年4月から昭和58年3月までの期間は国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、請求者は保険料を遡って納付したことはないと陳述している上、請求者の母に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和47年9月に任意加入し、請求期間を含め、当初より定額保険料及び付加保険料を現年度納付されていることが確認でき、B市は、当時のB市の窓口においては過年度分の保険料を取り扱うことはできなかつたと回答している。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者の国民年金手

帳記号番号が払い出された昭和 58 年 5 月以前に、請求者が国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない上、請求期間において、A 町で払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムで全件確認調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。